

第2次隱岐の島町総合振興計画策定支援業務プロポーザル実施要領

1 目的

町政運営の総合的指針となる隱岐の島町総合振興計画が平成31年度に目標年次を迎えることから、平成32年度以降の期間を対象とした第2次隱岐の島町総合振興計画（以下「次期計画」という。）を策定する。

次期計画の策定に当たり、社会情勢や本町の抱える課題、現行計画の検証結果を踏まえるとともに、幅広い町民意見の取り入れなど、膨大なデータの収集や多様かつ高度な分析等が必要であり、効率的に策定作業を進めるため、策定支援業務を委託するものである。本プロポーザルに参加する事業者（以下「プロポーザル参加者」という。）から企画提案を募集し、豊富な経験と高い専門知識を有し、計画策定を効率的かつ効果的に支援できる事業者を選定するものである。

2 プロポーザルの概要

(1) 業務名

第2次隱岐の島町総合振興計画策定支援業務

(2) 業務内容

別紙「第2次隱岐の島町総合振興計画策定支援業務仕様書」による

(3) 履行期間

平成30年度：契約締結日から平成31年3月31日までとする。【単年度契約】

平成31年度：平成31年4月1日～平成32年3月31日（予定）

(4) 予算額

なお、支払い限度額は次のとおりとする。

平成30年度：6,000,000円

平成31年度については、予算成立後に特定業者と随意契約で締結するものとする。

3 事務局

隱岐の島町役場 地域振興課 まちづくり係

〒685-8585

島根県隱岐郡隱岐の島町城北町1番地

電話番号 代表 08512-2-2111

直通 08512-2-8570

E-mail : chiiki@town.okinoshima.shimane.jp

4 委託業者選定方法

公募型プロポーザル方式により選定する。

5 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規程に該当しない者であること。
- (2) 本町の「平成 29・30 年度 測量建設コンサルタント業務等競争入札有資格者」であること。
- (3) 企画提案書の提出期限において、本町の指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申し立て、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続きの申立てがなされていない者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けているものを除く。）であること。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (7) プロポーザルに参加しようとする他者との間に次に掲げるいずれかの関係が無いこと。
 - (ア) 親会社と子会社の関係
 - (イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係
 - (ウ) 一方の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - (エ) 前 5 号と同視し得る資本関係又は人的関係
- (8) 過去 10 年以内（平成 20 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日の間）において、官公庁発注の総合計画策定業務の委託完了実績を有すること。

6 失格要件

次のいずれかに該当する場合には失格となることがあります。

- (1) 提出資料等が本実施要領の記載方法及び提出方法に合致しない場合
- (2) 虚偽の内容が記載されている場合
- (3) その他本実施要領に違反すると認められる場合
- (4) 審査委員会の委員に対し、直接又は間接的に連絡を求める場合
- (5) 選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (6) 契約を締結するまでの間に 5 参加資格の第 2 号の資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

7 実施スケジュール

現段階において想定するスケジュールは次のとおりであり、二次審査以降の日程については変更する場合がある。

	項目	日 程
一 次 審 査	募集の公告（実施要領等の配布）	H30. 10. 12(金)
	参加表明書の受付期間	H30. 10. 12(金)～H30. 10. 26(金) 午後 5 時
	参加表明書等に関する質問書受付期間	H30. 10. 12(金)～H30. 10. 22(月) 午後 5 時
	参加表明書等に関する質問書の回答期限	H30. 10. 23(火)
	一次審査結果発表（通知）	H30. 10. 30(火)
二 次 審 査	企画提案書提出期間	H30. 10. 30(火)～H30. 11. 28(水) 午後 5 時
	企画提案書等に関する質問書受付期間	H30. 10. 30(火)～H30. 11. 26(月) 午後 5 時
	企画提案書等に関する質問書の回答期限	H30. 11. 27(火)
	二次審査（ヒアリング）※公開とする。	H30. 12. 7(金) 予定
	結果の通知（発送）	H30. 12. 14(金)

8 関係資料の交付

プロポーザル募集に関する実施要領等の下記資料は隠岐の島町公式ホームページからダウンロードできます。

また、希望者には事務局にて、電子データを交付する。

(URL : <http://www.town.okinoshima.shimane.jp>)

- (1) 公告文
- (2) 第2次隠岐の島町総合振興計画策定支援業務プロポーザル実施要領
- (3) 第2次隠岐の島町総合振興計画策定支援業務プロポーザル評価要領
- (4) 第2次隠岐の島町総合振興計画策定支援業務プロポーザル参加表明書等作成要領
- (5) 第2次隠岐の島町総合振興計画策定支援業務プロポーザル企画提案書等作成要領
- (6) 第2次隠岐の島町総合振興計画策定支援業務仕様書
- (7) 第2次隠岐の島町総合振興計画策定支援業務工程表
- (8) 各様式

※町の各種計画については、「隠岐の島町ホームページ」→「町民向けの情報」→「まちの政策・資料」→「まちの計画」に掲載します。

上記のホームページに掲載されていない計画については、事務局へお問い合わせください。

9 質問受付及び回答

プロポーザル実施に係る質問及び回答は、次のとおり実施する。質問は要旨を簡素にまとめ、質問書（様式第2号）により提出すること。

(1) 提出期限

【参加表明書等に関する質問】 平成30年10月22日(月)午後5時（必着）

【企画提案書に関する質問】 平成30年11月26日(月)午後5時（必着）

(2) 提出先 事務局

(3) 提出書式 質問書（様式第2号）

(4) 提出方法 電子メールにより行うこととし、持参、口頭又はFAXによる質問は受け付けない。なお、電子メールの表題は「第2次隱岐の島町総合振興計画策定支援業務プロポーザル質問書」とし、送信すること。

(5) 回答期限

【参加表明書等に関する質問】 平成30年10月23日(火)

【企画提案書に関する質問】 平成30年11月27日(火)

(6) 回答方法

【参加表明書等に関する回答】 隠岐の島町ホームページに掲載。

【企画提案書に関する質問】 電子メールにて企画提案書提出者に送信。

10 参加表明書等の提出

(1) 提出期限 平成30年10月26日(金) 午後5時（必着）

(2) 提出先 事務局

(3) 提出方法 持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。）

(4) 提出書類（各1部）

(ア) 参加表明書（様式第1号）

(イ) 会社概要書（様式第3号）

(ウ) 業務実績書（様式第4号）

(エ) 予定技術者調書（管理・担当）（様式第5号）

(オ) 業務実施体制調書（様式第6号）

(カ) 管理責任者、担当者の雇用を証明するものの写し

(キ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し）

(5) 作成方法

「第2次隱岐の島町総合振興計画策定支援業務プロポーザル参加表明書等作成要領」を参照し、作成すること。

1.1 第一次審査【資格審査・書類審査】

- (1) 参加資格者から期限までに提出された書類について、資格審査及び書類審査を行う。
- (2) 第1次審査の結果は期限までに適正に提出した全ての事業者に、電子メールで通知する。
また、第2次審査への参加決定事業者には、実施日時及び場所を改めて通知する。
- (3) 第1次審査の評価基準は、次のとおりとする。
 - ・参加資格及び適格要件を満たしているか。
 - ・必要書類等・記載事項が整っているか。
- (4) 応募者が5者以上になった場合は、下記の項目で上位5者を選定する者とするものとする。
審査項目と配点割合、評価点数は、次のとおりとする。

評価項目	評価の着眼点	評価及び評価点数				
		極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
業務実績	受託業務の規模や内容を総合的に判断	15	12	9	6	3
業務実施体制	的確に業務を遂行できる体制や配置される従事者の実績・能力等の状況	10	8	6	4	2

- (5) 審査委員会一次審査結果発表（通知）
審査結果発表（通知） 平成30年10月30日（火）

1.2 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 平成30年11月28日（水）午後5時（必着）
- (2) 提出先 事務局
- (3) 提出方法 持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。）とし併せて電子データを1式提出すること。
- (4) 提出書類
 - (ア) 企画提案書（様式第7号）
 - ① 1部提出
 - (イ) テーマ別企画提案書
 - ① 11部提出（10部「企業名無し」、1部「企業名有り」）

- ② 様式は、様式第8号により作成してください。（各テーマごと部数1枚）
- ③ 文字サイズは10.5ポイント以上
- ④ カラー可、図、絵、写真等の使用は可
- ⑤ 次の提案課題を所定枚数以内で簡潔に記載すること。

【テーマ1】「総合振興計画策定において特に配慮すべき事項について」

次期計画の策定に当たっては、計画策定の意義を整理し、現行計画の単なる継続ではなく、本町の課題等を踏まえた新しい視点が必要である。また、地方創生に向けて取り組んできた総合戦略の計画期間が同時期に終了することから、次期計画は次期総合戦略の統合も視野に入れ、総合計画策定において配慮すべき事項について提案すること。

【テーマ2】「10年後を見据えた主要施策について」

本町の現状・課題・特性を把握し社会変化と時代潮流の動向を踏まえ、今後の町政運営に必要となる主要施策について提案すること。

【テーマ3】「財政状況を踏まえた今後の町政のあり方について」

人口減少と少子高齢社会の進展が見込まれる中、持続可能な町政運営を行うため、具体的な手法等について提案すること。

【テーマ4】「町民・職員の参加と運営支援について」

町民協働のまちづくりを今まで以上に推進するため、計画策定に町民参加の機会を確保し、幅広く町民意見を取り入れるための手法について提案すること。また、計画策定は全庁的な取組となるため、職員参加の機会を確保し、職員の知恵やアイデアを計画内容に取り入れるための手法について提案すること。

なお、町民・職員の参加の実施について、効率的かつ効果的に運営する支援についても提案すること。

【テーマ5】「計画の構成及び期間について」

計画の実行性を確保し、中長期的な展望に立ちつつ、社会情勢の変化のスピードや多様化する町民ニーズに適確に対応するといった観点から、計画の構成及び期間の設定について提案すること。

(ウ) 業務工程表

- ① 11部提出（10部「企業名無し」、1部「企業名有り」）
- ② 様式自由。ただし、A3サイズ、横長片面で1枚以内

③ 文字サイズは 10.5 ポイント以上

(エ) 参考見積書

① 11 部提出（10 部「企業名無し」、1 部「企業名有り」）

② 様式は自由。ただし、2か年度分の合計額と各年度の積算の具体的な内訳を記載すること。なお、消費税及び地方消費税を含む額とすること。

③ 企業名有の見積書は、企業名を記名して捺印の上、あて先は隠岐の島町長とする。

1.3 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書提出後、参加者から企画提案書類に係るプレゼンテーション及びヒアリング

（以下「プレゼン等」という。）を実施する。なおプレゼン等に出席しない場合は、採点は行わない。

（1）開催日 平成 30 年 12 月 7 日（金）

（2）場所 隠岐の島町役場 ふれあいセンター 2 階 第 1 会議室

（3）時間構成 発表時間 30 分程度

（プレゼンテーション 20 分以内、ヒアリング 10 分程度）

（4）留意事項

（ア）プレゼン等には業務責任者の出席を必須とし、出席者は 3 名以内（パソコン操作員含む）とする。

（イ）プレゼン等は公開とし、出席する者は参加者を特定できる表示をしてはならない。

（ウ）パワーポイント等の画像の投影については、その内容が企画提案書に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り認める。プロジェクター及びスクリーンは用意するが、その他の機器は各自で用意すること。

1.4 審査

（1）審査委員会

参加表明書等及び企画提案書の審査、評価及び最も優れた企画提案書の特定は、「隠岐の島町第 2 次隠岐の島町総合振興計画策定支援業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において行います。

本プロポーザルに関して、参加表明者及び企画提案書提出者が 1 名のみの場合であっても、審査委員会において、内容の審査を行い選定の可否を決定します。

（2）第一次審査（資格審査・書類審査）

提出された参加表明書等について参加資格要件を満たしているかを事務局において審査し、参加資格を満たす者に企画提案書の提出を求める。

（3）第二次審査（企画提案書審査、プレゼン等）

提出された企画提案書等並びにプレゼン等の説明及び質疑応答の内容を総合的に判断し、最優秀者及び次順位者を特定する。

(4) 審査結果の通知

全ての参加者に電子メール及び文書で通知する。

(5) 審査項目と配点

審査項目と配点割合は、次のとおりとする。

評価項目	評価点	評価基準
業務実績	15点	別表1
業務実施体制	10点	別表1
企画提案書	50点	別表2
プレゼン等	10点	別表3
参考見積	15点	別表3

1.5 費用負担

本プロポーザルに参加する一切の費用は、参加者の負担とする。

1.6 業務委託契約の締結

- (1) 町は、最優秀者に対し、第2次隠岐の島町総合振興計画策定支援業務の契約に係る優先交渉権を付与する。最優秀者との契約が不調となった場合には、次点者と交渉を行うこととする。
- (2) 平成30年度の契約については、契約交渉により本町と合意に至った場合には、契約限度額の範囲内で随意契約を締結することとする。
- (3) 平成31年度の計画策定業務は、別紙仕様書の5「業務内容の(1)の業務（以下「基本調査」という。）」と密接に関連することからの平成30年度業務の受託者との随意契約を予定している。

1.7 その他事項

- (1) 提出書類の著作権は、隠岐の島町に帰属することとする。
- (2) 提出書類は、プロポーザル選考の公表（広報、ホームページ等）や出版物等への掲載、展示等に使用する。
- (3) 参加表明書及び企画提案書に記載した配置予定の管理責任者及び担当者は、特別な場合を除き、変更することはできない。
- (4) 提出書類は、返却しないものとする。
- (5) 審査の経緯及び結果について、異議申し立ては受け付けない。
- (6) 特定された企画提案書の提案内容は実際の設計にそのまま採用されるものではない。

別表 1

評価基準 1

評価項目	評価の着眼点	評価及び評価点数				
		極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
業務実績	受託業務の規模や内容を総合的に判断	15	12	9	6	3
業務実施体制	的確に業務を遂行できる体制や配置される従事者の実績・能力等の状況	10	8	6	4	2

別表 2

評価基準 2

評価項目	評価の着眼点	評価及び評価点数					
		極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分	
企画提案書	テーマ 1	的確性	5	4	3	2	1
		実現性	5	4	3	2	1
	テーマ 2	的確性	5	4	3	2	1
		実現性	5	4	3	2	1
	テーマ 3	的確性	5	4	3	2	1
		実現性	5	4	3	2	1
	テーマ 4	的確性	5	4	3	2	1
		実現性	5	4	3	2	1
	テーマ 5	的確性	5	4	3	2	1
		実現性	5	4	3	2	1

的確性：テーマに対し、的確な提案となっているか。

実現性：提案内容は、理論的であり、実現性があるか。

別表 3

評価基準 3

評価項目	評価の着眼点	評価及び評価点数				
		極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
プレゼン等	分かりやすいプレゼンテーションとなっているか。能力の高さはうかがえるか。業務に対する熱意、わかり易さ、態度はどうか。質問内容を正確に把握できているか。回答は過不足なく、わかり易いか。	10	8	6	4	2
参考見積	業務コストの妥当性	15	12	9	6	3